

常勤特別職員の給与に関する条例（昭和28年清水町条例第23号）の一部を改正する条例 新旧対照表

改正後	改正前
<p>第4条 職員に期末手当及び寒冷地手当を支給する。</p> <p>2 期末手当の額は、給料月額に給料月額の100分の15を乗じて得た額を加算した額に<u>100分の225</u>を乗じて得た額とする。</p> <p>3 寒冷地手当の額は、町一般職員の例により算出して得た額とする。</p> <p>4 前2項に規定する手当の支給方法は、町一般職員の例による。</p>	<p>第4条 職員に期末手当及び寒冷地手当を支給する。</p> <p>2 期末手当の額は、給料月額に給料月額の100分の15を乗じて得た額を加算した額に<u>100分の222.5</u>を乗じて得た額とする。</p> <p>3 寒冷地手当の額は、町一般職員の例により算出して得た額とする。</p> <p>4 前2項に規定する手当の支給方法は、町一般職員の例による。</p>

附 則

（施行期日等）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 この条例による改正後の常勤特別職員の給与に関する条例（以下「改正後の条例」という。）の規定は、令和元年12月1日から適用する。

（令和元年度における期末手当の特例）

- 3 令和元年度に限り、この条例による改正後の条例第4条第2項中「100分の225」とあるのは「100分の227.5」に読み替えるものとする。

（期末手当の内扱）

- 4 改正後の条例を適用する場合においては、この条例による改正前の常勤特別職員の給与に関する条例により支給された期末手当は、改正後の条例の規定による期末手当の内扱とみなす。